

1980年代半ばまでに連れられて来た中国残留孤児第二世代

——「子どもたち」の初期定着に注目して——

張 龍 龍

1. はじめに—「連れられて来た子どもたち」とは誰か

(1) 1980年代半ばまでの引揚げと「連れられて来た子どもたち」

日本政府は、中国残留孤児（以下、孤児）の帰国問題を1981年までは「個人レベルの問題」と捉え、政府としての方針はまったくなかった（大久保 2009: 303）。1981年になってようやく厚生省が孤児の訪日調査を実施したものの、1986年までは帰国については身元が判明したうえで肉親の同意を得られた者にかぎって認めた⁽¹⁾。つまり、厚生省はこの時期まで、孤児の帰国を「引揚げ」とみなし（庵谷 2009: 243）、彼らへの援護施策を「終戦直後の引揚げ援護策の延長線上」⁽²⁾と位置づけていたのである。

筆者はこれまで、孤児の帰国とその後の定着について研究してきた（張 2017a; 2017b）。その過程で孤児のみならず、その子どもたち、すなわち孤児第二世代も深刻な定着問題を抱えていたことが明らかになった。そこで、孤児第二世代研究⁽³⁾に着手した。本稿では、そのうち1970年代末から1980年代半ばまでに帰国した孤児の子どもたちに焦点を当て、彼らの初期定着過程を解明する。

1980年代半ばまで孤児の子どもたちについては、以下のことが知られている。彼らは、ある日突然親が日本人であることを告げられ⁽⁴⁾、親の帰国に同行することを迫られた。彼らの多くは学齢期にあり、自己の意志で来日を選んだのではなく、半ば無理矢理に日本に連れてこられたのである（「日本語学級十年の歩み」編集委員会 1983: 23）。引揚げ⁽⁵⁾自体は、「子どもたち」にとって不条理な出来事であり、母国中国を去り、日本に住まされることを意味する（小沢 1983; 善元・押村 1986）。さらに来日以降、「子どもたち」は差別され、中国で培われてきた物事の考え方や当然のように振舞ってきたことができなくなり、葛藤し始めた（善元 1983: 19-20）。なかには学校に居場所がなくなり、日本の子どもや教師との軋轢を繰り返してきた者も多い（岩田・石井 1998: 161）。とりわけ、「子どもたち」は中国に愛着を抱き、日本社会の一般構成員からの文化的・民族的異質化を求めているが、日本社会は民族的異質者の存在に対して非許容的だった。そうした現実のなかで、彼らは中国人であるという意識を潜在化させざるをえなかった（鈴木 1988）。さらに、不可避的な同化圧力の影響を受けた「子どもたち」は、中国語や中国文化を保持できな

くなり、これにより家族員の間でディスコミュニケーションが拡大し始めた（鄭 1988）。なお、本稿では、記述の便宜をはかるため、1980年代半ばまでに来日した「子どもたち」を「二世」、1970年代末から2000年代にかけて来日した孤児の子どもたち全体を「孤児第二世代」と呼ぶ。

（2）「無策のなかの子どもたち」⁽⁶⁾—教育行政の受け入れ態勢とは

二世に対する受け入れ態勢を確認しておこう。表1は、教育行政による中国引揚者子女⁽⁷⁾の主要な受け入れ態勢を表したものである。1980年代半ばまでに多くの学齢期の二世が来日したにもかかわらず、同表に示されるように、教育行政の受け入れ態勢は不十分であった。1983年に都内の中学校教員が、中国引揚者子女の教育条件の改善運動を始め、「言葉の壁に苦しむ子どもたちに日本語学級増設を」と都教委に訴えたが、拒否された⁽⁸⁾。つぎの先行研究にあるように、文部省も否定的な見解を示した。

日本語学級は東京都の単独事業としてスタートしたものであるが、文部省はつい数年前まで日本語学級は法律にない学級として認めてこなかったものである。それだけでなく、国や教育行政は「子どもは環境に入れておけば適応できる」「日本の学校は日本語ができることを前提にしている」として、日本語学級に批判的な見解すら示してきた。⁽⁹⁾

表1 教育行政などによる「中国引揚者子女」の主要な受け入れ態勢

年月	主要な出来事
1983	東京都の中学校教員らによる「中国引揚者子女」の教育条件の改善運動が開始
1985.2	東京弁護士会は孤児子弟の高校進学に「特別措置」を要望。東京都教育庁は、孤児子弟に全国ではじめて高校入試時間延長の特別措置をとり、7校で計17人を受け入れる
1985.4	衆議院文教委員会で佐藤徳雄議員は、中国引揚者子女の小中高校教育について、文部省の施策の立ち遅れを追求。文部省助成局の答弁によって、実態把握すらしていない状況が明らかになる。松永文相は「いままでの措置では不十分。誠意をもって問題に対処」と答弁
1985.5	「中国引揚者子女全国実態調査」実施開始
1985.12	「中国引揚者子女全国実態調査」結果公布
1986	東京都教育庁による都立高校の中国帰国生徒受け入れ制度は2校で開始
1987	国立大学協会は国立大学の「中国引揚者等子女特別選抜」実施を発表
1988	「中国帰国生徒特別選抜入試」がはじめて国立大学の入試に導入（新潟大学）
1991	「中国帰国生徒特別選抜入試」がはじめて私立大学の入試に導入（広島修道大学）
1993	文部省は「中国帰国孤児子女教育の現状と施策」を掲載

（1）各時期の用語を反映させるために、「中国引揚者子女」の呼称を統一していない。

（2）「中国引揚者子女全国実態調査」の正式名は「公立学校における帰国子女在籍状況等に関する調査」である。同調査は、海外勤務者帰国子女と中国引揚者子女調査からなっている。

出所：岩田（1994: 42）、倉石（2009: 462）、佐藤（2009: 492）、辻本（2012: 23-5）、安場（2018: 27-34）、朝日新聞（1985: 1992）、毎日新聞（1985）、読売新聞（1985）⁽¹⁰⁾より筆者作成。

1985年4月、衆議院文教委員会で佐藤徳雄議員は、小・中・高校に在籍する中国引揚者子女の教育実態や文部省の施策について追及した。文部省助成局の阿部充夫局長は「まだ調査したことがない」と答弁し、実態把握すらしていない状況を明らかにした。中国引揚者子女の教育にかかわる文部次官通達も、調査実態について32年前の1953年に出したきりであることを認めた。佐藤議員は、いじめの対象にされている二世の作文を読み上げ、早急な対策を迫ったところ、松永光文相は「いままでの措置では不十分」と答弁し、早急に中国引揚者子女の教育環境をめぐる実態調査に乗り出すことを表明した⁽¹¹⁾。

1985年5月、各都道府県教育委員会は、公立学校における中国引揚者子女の受け入れ実態を把握するために、「中国引揚者子女全国実態調査」を実施した。調査結果⁽¹²⁾では、1985年3月までに来日した中国引揚者子女は、1985年5月1日時点で全国の小・中・高校合わせて1,031校に2,312人（小396校926人、中372校831人、高263校555人。うち39.6%が首都圏に）が在籍している。そのうち、わずか70校（6.8%）だけが、引揚者子女を対象に日本語授業を実施しており、教員の定数加配を行っている学校は23校（2.2%）のみだった。こうした厳しい状況のなかに、学齢期の二世が存在していたのである。大谷（1989）は一人の二世（1982年11歳で来日）の来日前後の生活史を描いたうえで、つぎのような言葉を記した。

二世たちが日本に来て、「中国に帰りたい」と涙を流すことになってしまったら、私たちの国はあの戦争によって、まず孤児たちを泣かせ、40数年後にその子どもたちにまた涙を流させる、親と子に二重の悲劇を強いたことになってしまう。⁽¹³⁾

2. なぜ「連れられて来た子どもたち」なのか—本研究の課題と調査

（1）本研究の課題

①なぜ「連れられて来た子どもたち」を研究対象にするか

1980年代前半に孤児の引揚げが多く報じられ、世の関心を集めているなかで、日本社会は二世の存在を見逃してしまった（小沢 1983: 1）。実際、1980年代には二世に関する研究は少なく、教育現場の教員やジャーナリストによる生活記録（小沢 1983; 善元・押村 1986; 大谷 1989; 岩田 1991）にとどまっている。孤児とその家族をめぐる学術研究の嚆矢である鈴木（1988）と鄭（1988）⁽¹⁴⁾においても、その内容は主として中国あるいは日本への帰属意識の変化に関するものだった。それから30年以上経ったものの、日本社会における孤児第二世代の全体像はほとんど明らかにされておらず、かなり実状が知られている孤児とは対照的である（駒井 2016: 508）。

本稿が「連れられて来た子どもたち」に注目する出発点には2つの研究がある。まず、「ニューカマーの子どもたち」研究である。1980年代半ばまで孤児にともなわれて来日した二世は、日本

社会における最初の「ニューカマーの子どもたち」と位置づけられた（太田 2000: 13; 清水 2006: i）。しかし、「ニューカマーの子どもたち」が注目を浴びるようになったのは、1990年代からであり（清水 2006: 6）、彼らの教育問題を研究するにあたって、その起点である1980年代半ばまでの二世の学校生活をみる必要がある⁽¹⁵⁾。つぎに、孤児第二世代研究である。「連れられて来た子どもたち」は他の孤児第二世代（本稿脚注(3)参照）と比して、もっとも早く日本に来た者であり、彼らの子どもとしての特有な経験は看過することができない。

②本研究の課題とは何か

課題を提示する前にまず、「初期定着」という用語を簡単に定義しよう。元来、公的機関（たとえば「中国帰国者定着促進センター」）は、孤児とその家族が各自自治体に居住していくことを「定着」と呼んでいた。筆者は同じ用語を使っている一方、二世の定着をかならずしも短期間のものではなく、ライフステージに応じて変化すると考える。そこで本稿では、二世の初期定着を就業までの期間とし、同時期における彼らの主要な生活経験から明らかにする。

冒頭で述べた先行研究の検討と教育行政の対応実態から、つぎの3点の課題を提示できる。まず、二世の義務教育終了までの主要な生活経験を、家庭生活と教育現場の受け入れ態勢の両者と関連づけて明らかにする（3節）。つぎに、来日年齢に着目して二世を大別し、彼らの職業への移行過程を比較し説明する（4節）。最後に、1980年代における二世の受け入れ実態を社会的文脈に位置づける。なお、具体的には二世・元中学校教員・高校教員への質問紙調査とインタビュー調査、元中学校教員の日記を用いた分析を行い、これらの課題に着手する。

（2）本研究の調査

①調査の概要—調査対象者の選定と調査方法

本稿の分析にあたっては、18人の二世（男性8人、女性10人）と3人の教員（男性2人、女性1人）を対象とした質問紙調査と半構造化インタビュー調査を用いる。本調査は、筆者が2015年から実施している調査の一部である。調査全体を概略しておくと、筆者は、中国帰国者支援・交流センターのホームページに掲載されている関東地方の4つの支援団体⁽¹⁶⁾に、調査への協力を求め、その結果、4つの団体から所属する孤児77人を紹介された。筆者は2015年4月からの2年間で、そのうちの51人に対してインタビュー調査を行った。つづいて、2015年12月と2016年3月に孤児第二世代への質問紙調査を実施した。この調査は、77人の孤児の子どものうち、日本在住の199人全員を対象とし、孤児と支援者を介して配布、孤児第二世代による自記式・郵送回収の形式で行った。その結果、89票を回収した。本稿で用いる第1のデータは、このうちの1978年から1986年までに来日した18人である。さらに、そのうちの9人に対して2017年6月から10月まで半構造化インタビュー調査を実施した。調査にあたって、まず前述した質問紙調査の主要項目である家族員の生活経歴を確認し、そのうえで二世本人に「属性認識、エスニック文化、社会関係、

1980年代半ばまでに連れられて来た中国残留孤児第二世代

偏見と差別」についてはこの30年以上の生活を振り返る形式で語っていただいた。最後に、第3のデータとして二世に教えたことがある元中学校教員（2人）と高校教員（1人）にそれぞれ質問紙調査とインタビュー調査を行った。

②調査対象者のプロフィール—二世と教員

表2は二世対象者18人のプロフィールを示したものである。二世は41歳－53歳（2017年10月時点）であり、1966年－1976年に生まれた人が15人を占めている。ほぼ全員が来日前に小学生または中学生というライフステージにあった。

元中学校教員A氏は1970年代後半からN1中学校の教員となり、それ以降100人以上の二世生徒と出会った。N2中学校の元教員であるB氏は、1984年に同校に在籍した17人の二世と面談し、面談の内容および感想を日記にまとめていた。記述の便宜をはかるため、本稿ではその日記の内

表2 二世調査対象者のプロフィール N=18 (単位：人)

No.	性別	出生年：年 (年齢：歳)	続柄（出生順／来日した たきょうだい数：人）	来日 直前	来日年：年 (年齢：歳)	編入 学	日本における最終学歴 (卒業年：年／年齢：歳)	初職
①	女	1964 (53)	三女 (第5子／5)	中2	1978 (14)	中1	職業訓練校 (1983／19)	美容師
②	女	1970 (47)	長女 (第4子／3)	小2	1978 (8)	小1	大学院 (1997／27)	教員
③	女	1965 (52)	長女 (第1子／3)	小6	1979 (14)	小5	専門学校 (1988／23)	美容師
④	男	1968 (49)	長男 (第2子／3)	小4	1979 (11)	小4	夜間大学 (1994／26)	パート
⑤	男	1972 (45)	次男 (第3子／3)	小1	1979 (7)	小1	定時制高校 (1992／20)	販売店員
⑥	女	1969 (48)	次女 (第2子／3)	小4	1979 (10)	小4	全日制高校 (1988／19)	郵便局員
⑦	女	1966 (51)	長女 (第1子／3)	中2	1980 (14)	中1	大学 (1990／24)	正社員
⑧	男	1972 (45)	長男 (第2子／3)	小2	1980 (8)	小1	大学 (1996／23)	正社員
⑨	男	1975 (42)	次男 (第3子／3)	－	1980 (5)	－	大学 (1997／22)	正社員
⑩	女	1966 (51)	長女 (第1子／3)	中3	1981 (15)	中2	夜間大学 (1991／25)	正社員
⑪	女	1976 (41)	四女 (第5子／5)	－	1981 (5)	－	大学 (2002／26)	派遣社員
⑫	男	1964 (53)	長男 (第1子／4)	高卒	1982 (17)	高1	大学院 (1995／31)	正社員
⑬	男	1967 (50)	三男 (第3子／4)	中3	1983 (16)	－	－	工場労働
⑭	女	1969 (48)	長女 (第4子／4)	小5	1983 (14)	小5	定時制高校 (1993／24)	パート
⑮	女	1969 (48)	次女 (第3子／7)	中3	1986 (16)	中2	全日制高校 (1991／22)	正社員
⑯	男	1970 (47)	長男 (第2子／3)	中3	1986 (16)	中2	海外の大学 (1995／25)	正社員
⑰	女	1975 (42)	次女 (第3子／3)	小4	1986 (11)	小4	短大 (1996／21)	通訳
⑱	男	1972 (45)	長男 (第2子／2)	中1	1986 (14)	中1	中学校中退 (1988／16)	契約社員

(1) 2017年6月－10月に太字の9人に半構造化インタビュー調査を実施した。

(2) 対象者を個人として特定にされないように職業を抽象化した。No⑫は定時制高校への編入学を経て夜間大学、さらに大学院に入った。

(3) 対象者「No③－⑤」、「No⑦－⑨」、「No⑬、⑭」、「No⑯、⑰」という4組は、それぞれきょうだいである。

出所：質問紙調査と半構造化インタビュー調査から筆者作成。

容を「1984年教員日記」と名づける。C氏は1980年代半ばに定時制高校に着任し、1988年から1993年まで対象者No.⑭（表2）の担任教師であった。

3. 中学校卒業までの定着—「激動」の時代を歩んできて

振り返って自分が歩いてきたこの十年間、楽しかったこと、つらかったこと、数えきれないほどあった。そして、一人で悩んだり、泣いたりもしていた。思えば、あの時、本当につらいことの連続だった。（中略）私はそのすべてを過去のこととして水に流して忘れようとしていた。しかし、現実には一つも忘れたことはなかった。¹⁷⁾

対象者No.⑭は、来日10年目の高校卒業式で上記の答辞を述べていた。彼女はなぜすべてのことを水に流して忘れようとしたか。本節では二世が来日して以降の家庭生活と、彼らの教育をめぐる学校現場の受け入れ実態を概観し、そのなかに取り込まれた二世の編入学・在学・進路決定などの主要な生活経験を解明する。

（1）家庭生活と教育現場の受け入れ態勢とは

①物質的にも精神的にも困窮な生活に陥って

1976年中国文化大革命終了以降、孤児は「日本へ帰れば幸せになれる」と思い、家族を連れて帰国した。しかし、帰国以降、孤児夫婦は、年齢や言語問題が原因で就職難に直面した。1985年までに帰国した孤児世帯の90%が生活保護に頼らざるをえなかった¹⁸⁾。1981年（5歳）に来日したNo.⑪は、家庭生活を「異常に貧乏」と形容し、「ご飯もまともに食べられなかったし、お風呂にも入れなかった」という。1986年（14歳）に中学校に編入したNo.⑱の語りでは、同じ学校に在籍した二世数十人は体操着が買えず、先輩らのお下がりをももらったり、学校から不良生徒の没収されたものを借りたりしていた。さらに、お腹が空いてもパンを買うお金がなく、学校周辺の畑の大根を盗んで食べたこともある。一方、貧困と就職難のストレスのなかで、孤児夫婦の喧嘩は日常茶飯事だった。元教員A氏の記述では、「親が差別されたり、解雇されたりして大喧嘩を繰り返す。その状況のなかで居場所がなくなっていく二世は、想像以上に多い」。

②学校現場の受け入れとは一元中学校教員への調査を通して

A氏が勤務したN1中学校は1979年までの数年間、毎年二世を数人ずつ受け入れていた。1980年から急増し、「1981年以降、二世の在籍数は50人前後を推移し、受け入れの限界を大きく超えていた」。一方、「国や都の施策は現場にいる教員には体系的なものとして伝わってこなかった」。

受け入れにあたって、A氏は「二世に日本語を教えて一日も早く日本の学校に適應させ、学力を伸ばさせる心づもり」を持っていた。しかし、二世は言語や学力問題を抱いているだけでなく、さまざまな不適應にともない、心の葛藤も起きている。「教師の思いとすれ違う二世が多い

現状」のなかで、A氏は「性急な適応希望はかえって二世の自己否定につながる」と実感し、彼らのこれまでの生活背景を尊重すべきだと主張した。しかし、ほとんどの教員は、二世に一般の日本人生徒との同調行動を求めている。すなわち、二世の中国的な発想や行動パターンを「悪いもの」とみなし、日本的なものを「良きもの」として「善意的に」指導したのである⁽¹⁹⁾。この現象はとりわけN2中学校にみられ、「1984年教員日記」では、以下のように批判されている。

人間は皆違った球根をもち、そのさまざまな花を咲かせるのが教育の仕事だというのは水上勉の言葉だったと思うが、今の学校は違う花を咲かせてはならぬ、同じ色、同じ形の花を咲かせねばならぬと信じこみ、勢いこんでいて、それが教師の力量だと評価もされる。⁽²⁰⁾

(2)「孤立無援」に陥って—1980年代半ばまでの定着

家庭生活と教育現場の受け入れ態勢を把握したうえで、二世が中学校を卒業するまでの編入学、在学経験、進路選択の様子をみよう。

①反抗しながらの編入学

「学校への編入が新しい生活のスタートではなく、連続の打撃の始まりだった」とNo⑮が語ったように、二世は、来日前に家族が想定したような「幸せ」にはなれなかった。No①は、1978年(14歳)に孤児の母親、16歳の次兄と来日し、親子三人で日本の祖母のもとで暮らした。中国では中学2年生だった彼女は、来日3か月後に日本語が理解できぬまま中学1年に編入した。

No①：母は右も左もわからなかったし、すぐ仕事に行かせられたので、祖母が私を学校に連れていった。校長先生に「中国の学力が日本より低いから、もう一度中学1年からやり直せ」といわれた。それは大きなショックだった。皆より年上だし、なんで中国の学力をなめるのと思っていやでしょうがなかった。(中略)その時、ぜんぜん共生社会ではなかったよ。学校で日本名を使った方がいいと先生にいわれて、その場で校長先生に日本名を付けられた。祖母は「そうねそうね」といって、私はいやだと思いながら学校を始めた。

中国では、文化大革命の10年間、教育が全面麻痺の状態だった。文革直後に来日した二世は、当然学力が低く、結局「基本的に学齢相当より1-2年低い学年での編入となる」(A氏)のであった⁽²¹⁾。しかし、二世は日中の学力の差を教員に意識させられた際に、プライドが傷つき、打撃を受けた。1980年代半ばまでの日本は、語りにあるように共生社会とはいえ、とりわけ、同質性を強調した学校においては氏名変更も求められた。「1984年教員日記」によると、N2中学校では「17人の生徒のうち、12人は中国籍だが、中国名で通している生徒はわずか2人である」⁽²²⁾。二世は抵抗感を示しながら学校生活が始まったのである。

②「あのころはひたすら我慢していた」—在学期間に心のよりどころを失って

「中国引揚者子女全国実態調査」(前掲)によると、約90%の二世は、授業に支障があったまま、日本語学級がない学校に編入された⁽²³⁾。対象者にとってもうひとつの深刻な問題が、被差別経験である。その背景をみると、1980年代前半に中学生を中心とした校内暴力はピークを迎えていた。暴走族の人数も過去最多となり、少年非行がきわめて憂慮される状況にあった(読売新聞昭和時代プロジェクト 2016: 205-8)。とりわけ、二世は言葉を奪われ、友人を失ったなかで、真っ先にいじめのターゲットにされた。被差別は、中学校に編入した者の間でもっとも激しく、「1984年教員日記」では、17人全員が被差別経験を持っている。たとえ学齢期以前に来日したとしても、「貧しい中国から来た者」という属性だけで、排除される対象となる。この被差別経験は、かならずしも短期間のものとはかぎらず、彼らにとって小学校や中学時代を貫き通していた問題である。No⑪は、来日2年目の1982年(6歳)に小学校に入学し、卒業するまで同級生にいじめられ続けていた。

No⑪：小学生の時に中国人として差別されて心身的につらかったね。最初は二人にいじめられて、その後、また二人が加えてきた。毎日、だれもない学校の隅に追いやられ、殴られすぎちゃったら言葉を失うよ。ひどいのは、2年間喋れなくなって記憶も失った。

編入学してまもなく、心の葛藤が現れた。その表象のひとつは、属性認識をめぐるものである。二世は中国を離れ、日本に受け入れられないなかで、自分は何国人なのかと自問自答が続く(東澤 1993: 136)。No⑮は、「貧乏な中国に帰れ」といじめられた時に、「もし両親とも中国人なら『チューゴクジン』と呼ばれても平気だが、日本人と中国人の子女としてどちらの側に立てばいいのか」と悩み始めた。もうひとつの葛藤は、エスニック文化に関するものである。対象者は、中国語や中国人の生活習慣を劣性のように敏感に感じとった。これは、前述した周囲の「善意の指導」にもつながっている。自己の存在が引き裂かれたように実感した彼らは、こうした葛藤を乗り越えぬまま、さらなる不適応の壁に直面することもあり、そうした場合は精神的に耐えられないおそれがある⁽²⁴⁾。以下は、A氏が1980年代の二世の様子を描写したものである。

子どもは皆精神的に大変だったと思う。たとえば、普通学級への足が重く、トイレの個室でトイレ壁面いっぱい中国語の詩や故郷を思う言葉、日本を恨む言葉を書き綴ってじっと時が過ぎるのを待つ子ども。日本人生徒との授業になじめずに学校を飛び出したものの、行くあてもなく手にした定期券でバスを何往復もしている子ども。学校を離れたり、中国に帰ったりした子ども。社会との接点で軋轢を生み、犯罪に手を染める子ども。もっとも悲しいのは、教え子の中に4人も不適応が原因で若い命を落とした。(中略) 家族の生活を支え

ることが子どもの安定的な教育環境の維持に不可欠と思うようになった。⁽²⁵⁾

No⑦（女性、1980年14歳に来日）が語ったように、対象者全員が「想像を絶するほど苦勞を経験した親をこれ以上に苦しませたくない」と感じ、生活の悩みを親に相談できなかった。孤児の側は「子どもに教育をさせたい一方、教育に関心を寄せる余裕がなかった」⁽²⁶⁾。No③らの父親は、「仕事がたいへんで子どもの生活に関心が薄かった」と振り返って、いまだに35年前の子どもたちの学校経験を知らないという。

学校での言語や学力問題、被差別経験は、困窮した家庭生活に加え、さらに二世の孤立感を増幅させ、彼らを孤立無援の状態に追い込んだ。行き場を失いつつあるなか、1987年、一部の二世は、「怒羅権」を結成した。「怒羅権」は、1990年代までに二世の組織として知られ、その名称には「いじめや嫌がらせに対する『怒り』と、そうした相手に対抗するため『羅立』すなわち結束し、自分たちの『権利』を主張する、との意思が込められている」（山本 1999: 255）。それ以降、他の中国人も加わった。2013年には同組織は首都圏の「準暴力団」に指定された。No⑱は、1986年に父親、姉と来日し、中学1年に編入した。来日以降、父親は整体師の資格を取るために昼間に専門学校に通い、夜間には仕事に迫られ、家にいる時間が少なかった。校内暴力を受けたNo⑱は、子どもの教育に関心が薄い親に相談できず、家の温かみを感じることなく、1987年（15歳）に、同じ経験を持つ他の7人の二世と「怒羅権」を結成した。インタビュー対象者全員は、その結成当初の目的に共鳴を覚える。

No⑱：「怒羅権」を作る最初の目的は、皆の力でいじめに対抗し同じ境遇にある二世たちを助けることだった。たしかに、当時たくさん二世は助かった。

③進路選択を前に一高校入試のハンディーに泣いた「子どもたち」

来日して数年しか経たないにもかかわらず、二世は、一般の日本人生徒とまったく同じ条件で、高校受験に挑むことを求められていた。たとえば、都内唯一の日本語学級がある江戸川区立葛西中学校では、1984年度の二世卒業生15人が高校進学を希望したが、わずか4人しか全日制高校に進学できなかった⁽²⁷⁾。それと対照的に、当時、95%以上の日本の中学卒業生が高校へ進学するようになっていた（嶋崎 2008: 21-2）。A氏は、「先生、私の将来を教えて」と泣き崩れる二世に追い詰められたことが多く、高校進学についてつぎのように記している。

都立高校全日制に受け入れ枠が設置されるまでは、帰国の浅い生徒の全日制の高校への進学は実質的に閉ざされており、もちろん就職への道も、言葉の関係から限られ、縁故に頼る状態だった。生徒が前途への大きな不安と失望感を抱いていることが、痛切に感じた。⁽²⁸⁾

かくして、中学校を卒業した二世の多くは、公立高校へ進学できず、生活困窮から私立高校への道も閉ざされた。No①は、1981年（17歳）に同じ境遇に置かれた。

国語と社会ができなかったので、公立高校への進学は難しかった。それで、私立なら行けるよと先生に薦められた。母は学校のこともいっさいわからないし、関心もない。中学卒業直前に、進路について三者面談があって、この時だけ母は学校に行ってくれた。先生には、うちはお金がないから私立へは行かせないと母はいていた。私は非常に高校に入りたかったが、お金がないと母にいわれて、「わかった」といって、涙を流しながら事務室を出た。

こうした厳しい状況のなかで、1985年2月、東京弁護士会は東京都教育委員会に対して二世の高校進学に「特別措置」を要請した。具体的には、企業の在外勤務者の帰国子女と同様の高校進学特別措置を実施してほしい趣旨を申し入れた。これを受けて、水上忠教育長は「来年度の入学に間に合うよう調査を進めてきちとした対策をたてたい」と約束した⁽²⁹⁾。そして、同年3月に、二世を対象とする都立高入試二次募集という特例措置が、全国ではじめて導入された⁽³⁰⁾。1985年4月の衆議院文教委員会で、松永文相は、東京都教育委員会による高校入試や教員採用の措置について、「文部省としても各都道府県教委でこういった配慮をしてもらえるよう指導していく」と答弁した⁽³¹⁾。1986年、東京都教育委員会は、全国初の措置として中国帰国生徒受け入れ制度を実施し、都立高校2校で30人の特別枠入試を行った⁽³²⁾。しかし、この特別措置の実施はあまりに遅く、それまで多くの二世は高校に入れなかった。

4. 中学校卒業以降の定着—「高校への進学」と「就業」のタイプに区分して

本節では、来日時の年齢によって二世をふたつの類型に区分する。ひとつは来日年齢が低く、編入学を経験し苦労の末に高校への進学を実現したタイプであり、もうひとつは学齢期を終える、または終えた時点で来日し、高校進学の道が閉ざされたなかで、就業したタイプである。

(1) 高校または大学に進学できた事例

個人差はあるものの、No②、③、④、⑥、⑦、⑧、⑨、⑪、⑰のように来日時の年齢が低い二世は、入学あるいは編入学後の早い段階で、言語や学力の壁を乗り越え、全日制高校に進学できた傾向がみられた。

① 高校現場の不十分な受け入れ態勢

高校現場の受け入れ態勢は、かならずしも十分ではない。定時制高校教員のC氏は、No⑭らの二世の受け入れについて「教員は生徒たちの生い立ちを大切に考える考えが薄く、二世の生活、

考えていることに関心が少ない」と振り返った。全日制高校においても、同じ現象がみられた。前述した都立高校の受け入れ制度について、朝日新聞は「二世の生活全般の悩みへの対応まで担当教師に集中し、一般の教師は無関心どころか、問題を恐れて受け入れに批判的だった」⁽³³⁾と報道した。同報道によると、1992年の都立高校では、二世生徒の3人に1人が3年生の春までに中退し、経済的事情や孤立感のなかで挫折することが目立つ原因である⁽³⁴⁾。

②大学進学より自立を優先

親である孤児たちは、帰国して数年も経ったにもかかわらず、1980年代後半の生活が依然として苦しかった。No⑦は、1987年（21歳）に大学2年生になった時、長弟（No⑧）と次弟（No⑨）がそれぞれ高校と中学校に進学した。飲食店で働く父母は、家族を扶養するのに精いっぱいだったという。経済的支援の恩恵がないなかで、高校卒業にあたって、二世をもっとも悩ませたのは、大学に進学するか否かにかんする選択であった。No⑥は、1988年（19歳）に大学入試を受ける意欲は高いものの、「帰国者子女に対するサポートがほとんどなかったし、父母は正規職に就いていないから、金銭面を考えてみると大学入試を受けなかった」。No⑭は、1993年（24歳）に定時制高校を卒業し、ある国立大学に受かったが、自立か進学かを悩んだあげく、進学を断念した。No④とNo⑫のように、自立してから夜間大学に通うことを選んだ者もいる。一方、バブル時代に高校や大学を出た二世の場合は、就業は困難ではなかった。No⑮は、1990年（21歳）に高校の進路指導室を通して貿易関係の職を容易に手に入れたという。

（2）来日後、または中学卒業後まもなく働き始めた事例

高校に入った者と比較して、来日時に義務教育年齢を過ぎていた二世は、中学への編入が困難であり、高校に入るすべもなく、縁故に頼って就業した。A氏の記述と新聞記事を通して確認しよう。

A氏：来日直前に中卒、あるいは高校在学中の二世は、基本的に9年の教育が終了したとみなされ、受け入れられなかった。夜間学級日本語学級への編入となっていた。⁽³⁵⁾

記事：満15歳を過ぎると、中学就学義務はなく、学齢超過だから区外の夜間中学に行くのが慣例という東京都のある区の説明だ。だが、本音は中国帰国者が集中すると、教育もしにくしいし、区の負担も増えるのを懸念しての「鎖国」である。⁽³⁶⁾

筆者自身の調査方法には限界があり、このタイプの二世から質問紙を回収することが難しかったが、A氏の記述と対象者の語りから、No⑬のように来日してまもなく働き始めた者が多いと推察できる。たとえば、No①の次兄は、1978年（16歳、中学3年）に来日し、中学校に編入できず、一週間後に自動車部品製造工場でのアルバイトを始めた。No①の語りでは、「兄は高校に入

りなかったが、生活を営むために働き始めた。16歳でたいへんだった」。No⑭の次兄と三兄 (No⑬) は、来日直前に高校1年生 (17歳) と中学3年生 (16歳) だったが、日本に来て4か月経たずに、食品加工の職に就いた。またA氏の記述によると、高校受験に落第した二世の多くは、町工場に就業したという。No⑩の兄は、その事例である。

一方、中学2年以上に編入した二世には、言葉ができず学習意欲を失い、「登校拒否」になった者が多く存在した (日本語学級を考える会 1985: 4)。「怒羅権」を結成したNo⑱は、1988年 (16歳) に学校を中退してから、暴走容疑で逮捕され、同年、親戚の斡旋で中国の軍隊に入隊させられた。しかし、1989年 (17歳) に天安門事件に遭遇し、上司のアドバイスを受けてふたたび日本に来了。1990年 (18歳) に暴力団に加入し、殺人未遂で少年院に収容され、1992年 (20歳) に自動車部品生産工場に就業したのである。

上記の事例の二世は、親との間に溝が現れた。たとえば、No⑬は、夜に帰宅が遅くなると、いつも父親に叱られる。親は、16歳の子のことを懸念する一方、生活のストレスを子どもにぶつけることも多い。No⑭の語りでは、「兄はすでに社会に出ており、自己の社交もあるので父親に猛烈に反抗していた」。この時期における父親の厳しい監督と男子二世の強い自立欲との衝突から、親子関係が悪化し、それ以降ずっと引き続く傾向がみられる。

5. 考察—特定の社会的文脈に巻き込まれた「子どもたち」

二世は親にともなわれて日本に来ており、それ以降の数年間、親から完全に自立できず、いくらか苦境に迫られても、中国に戻る選択肢がなく定着せざるをえなかった⁽³⁷⁾。

(1) 「子ども」という特定の年齢で特定の「環境」に置かれて

周知のように、中国の国力は、大躍進政策と文化大革命のなかで疲弊し、1980年代半ばまで経済や教育を含んだ多分野において、日中の格差が大きかった。こうした時代に置かれた孤児は、望郷の念に駆られ、日本の親族の期待に応じて「日本へ帰れば幸せになれる」と家族こぞって帰国した。彼らは1980年代以降のニューカマーコリアンや1990年代以降に急増した日系南米人と異なり、日本国籍が認められ日本人としても処遇された。しかし、日本における外国人受け入れ体制の整備が進んでおらず、たとえ孤児であっても、彼らに対する定着援護はなかった。孤児とその配偶者は、言葉ができず正規職に就けないという厳しい状況のなかで、当初の「幸せになれる夢」はまもなく水の泡となった。二世の教育に関しては、周知のように、1980年代までの日本の公教育は国民のみを対象としたものであり、二世は法的に「日本人」である親を持っているゆえに、通常の学校教育に編入され、特段の支援が認められない状況にもあった⁽³⁸⁾。

過大な日中格差や、援護施策が皆無であることに加え、同化圧力はさらに二世の初期定着に影響を与えた。とりわけ、学校現場は「違う花」を咲かせない態勢を示し、教員らは二世に一般の

日本人生徒との同調行動を求め、「性急な社会適応」を望んでいた。たとえば、氏名変更、中国的な行動パターンを「悪いもの」とした指導がその事例である。そのうえ、「校内暴力」時代（1970年代後半から1980年代前半まで）に遭遇した二世は、経済的に遅れた中国から来た「外部の者」としてさらに深刻な差別を受けていた。かくして、二世は「子ども」という特定の年齢で多重的な社会的文脈に巻き込まれており、家庭内で貧困と両親の喧嘩、家庭外において編入学、言語、学力、被差別、進路選択問題に苦しめられた。この時期に孤立無援の状態に追い込まれた二世に対して、戦争による悪影響が残り続けていて「戦後は終わっていない」といえよう。

（2）来日年齢によるライフチャンスの差異—「高校への進学」と「就業」のタイプの比較

孤児とその配偶者は、家族ぐるみの「帰国」を決めたが、彼らの子どもたち、とりわけ、年上の子は、中学校または高校に在籍しており、そのなかに親の決定に反対した者もいる。たとえば、No⑬、⑭兄妹は、「中国での学業を中断したくない」と日本への移住意欲を示さなかった。しかし、一部の孤児は、No⑱が語ったように「子どもの意見に耳を傾けようとしなかった」のである。二世個人の行動は、家族戦略のなかに完全に取り込まれており、彼らにとって親に決められた以上他の選択肢がない。すなわち、集合体としての家族の必要性が、個人の好みや選択よりも優先していたのである（嶋崎 1995: 158）。

一方、来日年齢の異なる二世は、日本に来て以降のライフチャンスがかならずしも同じではない。前節で区分した「高校への進学」と「就業」というふたつのタイプを比較しながらみよう。前者は来日年齢が低く、小学校や中学1年に編入学したうえで高校へ進学できるチャンスが大きい。実際、高校に入った一部の二世は、苦しい経済的事情のもとで、大学進学より自立を優先していたが、日本語もできており、高校の進路指導にも恵まれたため、バブル時代下での就業が困難ではなかった。当然大学を出た者は、ライフチャンスがなおさら大きくなる。

彼らと比較して、多様な条件下に置かれた後者は、高校へ行けず、自立以外の道がなかった。まず、孤児は、移動先の言語も生活習慣もわからず、就業も保障されぬまま、家族こぞって国際移動を行った、戦後日本国内の最初の「外来者」であった。彼らは援護施策がもっとも貧弱だった時期に定着生活を始め、貧困のなかで、年上の子どもに働いてもらうことを期待した。No⑭の語りでは、「父母が正規職に就けないなかで、家庭収入を補う面では子どもの労働が役に立った」という。つぎに、公立高校に特別受け入れ枠が設置されておらず、高校への進学がきわめて困難であることも、彼らの早い自立を大きく促進したといえよう。換言すれば、各条件下での生活経験が、二世の職業への移行に大きな影響を与えた（移行が早まった）。一方、彼らは日本語能力や専門知識がなく、バブル時代以前というタイミングに工場に就業せざるをえなかった。

初期定着時期の生活経験は、その後の定着にどのような影響をもたらしたのか。ふたつのタイプの違いが現れたのか。さらに、1980年代後半以降来日した孤児第二世代は、いかに定着していっ

たか。これらの問題についてさらなる比較分析が必要であり、今後の課題としたい。

付記：

本稿は、中国国家留学基金管理委員会「国家建設高水準大学公費派遣研究生項目」と早稲田社会学会の研究助成を受けています。本稿の掲載にあたっては、調査対象者全員から同意を得ています。調査にご協力いただいた対象者の方々に感謝申し上げます。

注

- (1) 1985年の身元引受人制度の導入により、身元未判明孤児の永住帰国が可能となった。1986年に同制度の影響が出る（張 2017a: 77）。
- (2) 出所：『朝日新聞』1983.12.15。
- (3) 筆者は1970年代末から2000年代にかけて来日した孤児二世代全体を①1980年代半ばまでに連れられて来た「子どもたち」、②1980年代後半以降に急かされて来た「青年たち」、③1990年代に呼び寄せられた「成人たち」、④1990年代末以降に来日を望んだ「中壮年たち」という4つのタイプに分けた。なお、本稿の対象者は①であり、②-④を別稿で分析する。
- (4) 筆者による調査（後述）では、ほとんどの孤児は文化大革命の影響を恐れ、一時帰国や永住帰国までに日本人の身分を子どもに隠していた。
- (5) 「日本に来ること」の用語について、本稿では、孤児の場合は「帰国」または「引揚げ」にし、二世に対しては「来日」にする。
- (6) タイトルは、日本語学級を考える会（1985: 4）より引用。
- (7) 1980年代半ばまでに帰国した残留婦人や孤児の子どもたちは公的に「中国引揚者子女」と呼ばれた。その社会的文脈を反映させるために、ここにその呼称を使う。
- (8) 出所：第百二回国会衆議院（1985）、『朝日新聞』1983.7.8; 1983.9.29、『毎日新聞』1983.7.8; 1983.11.14、『読売新聞』1983.7.8、『東京新聞』1983.7.7夕刊。この運動が長く続き、のちの都立高校受け入れ枠の設置運動につながる（『読売新聞』1985.3.2）。一方、全国の「中国引揚者子女」の分布をみると、1984年度に小中高校に在籍した2,312人のうち、915人（39.6%）が首都圏に居住している（文部省教育助成局地方課 1985: 62）。
- (9) 出所：岩田（1991: 44）。
- (10) 出所：『朝日新聞』1985.2.23; 1992.8.8、『毎日新聞』1985.4.9夕刊、『読売新聞』1985.4.11。
- (11) 同段落の出所：第百二回国会衆議院（1985）、『毎日新聞』1985.4.11、『読売新聞』1985.4.11。
- (12) 調査結果の出所：文部省教育助成局地方課（1985: 56-63）。ここでは、中国引揚者子女は残留婦人と孤児の子どもたちからなっている。
- (13) 出所：大谷（1989: 285-6）。
- (14) 評価の出所：蘭（2009: (22)）。
- (15) とはいえ、「連れられて来た子どもたち」は他の「ニューカマーの子どもたち」（たとえば、1980年代以降のニューカマーコリアンや1990年代以降に急増した日系南米人の子どもたち）に比べて独自の性格があった（本稿の考察と脚注(38)参照）。
- (16) 中国帰国者支援・交流センター、2015、「関連機関・団体」、中国帰国者支援・交流センターホームページ、（2016年1月1日取得、<https://www.sien-center.or.jp/fund/index.html>）。
- (17) 対象者No.⑩の1993年度高校卒業式答辞「私のこと」より引用。
- (18) 1985年まで帰国した孤児三百数世帯の中に九割が生活保護を受給している（『朝日新聞』1985.2.23）。
- (19) 帰国した孤児全体は、自立指導員やボランティアなどの「現場の専門家」からこのように指導されていた（蘭 2000: 395; 飯田 2014: 129）。

1980年代半ばまでに連れられて来た中国残留孤児第二世代

- (20) 「1984年教員日記」より引用。
- (21) 前述した1985年の文部省調査では、1984年来日した418人の「中国引揚者子女」のうち、396人は220校の小中学校に在籍し、171校291人（73.5%）が年齢相当学年より1年か数年低い学年に編入された（文部省教育助成局地方課 1985: 57）。
- (22) 1984年来日した418人の「中国引揚者子女」のうち、310人（74.2%）が中国籍のままである（文部省教育助成局地方課1985: 57）。
- (23) 授業への支障の有無について、418人のうち、「やや支障がある」114人（27.3%）、「支障がある」259人（62.0%）となる（文部省教育助成局地方課 1985: 57）。
- (24) 「ノイローゼ」、「うつ状態」、「精神分裂病」などの精神症状を発症した二世がいた（江畑 1982: 7; 日本語学級を考える会 1985: 4-5）。
- (25) 元中学校教員 A 氏への質問紙調査より。
- (26) 第2節に調査経緯を詳しく記していないが、筆者は二世対象者Na③-⑤、Na⑦-⑨、Na⑩、Na⑯-⑰の親にもインタビューした。同文は彼らが語ったものである。
- (27) 出所：『朝日新聞』1985.2.23。
- (28) 元中学校教員 A 氏への質問紙調査より。
- (29) 出所：『朝日新聞』1985.2.23。
- (30) 出所：『読売新聞』1985.3.13; 1985.3.19夕刊。
- (31) 出所：『読売新聞』1985.4.11。
- (32) 実際、「55人が応募、倍率1.83倍と狭き門であった」（広崎 2004: 43）。
- (33) 出所：『朝日新聞』1992.8.8。
- (34) 出所：『朝日新聞』1992.8.8。
- (35) 元中学校教員 A 氏への質問紙調査より。
- (36) 出所：『読売新聞』1981.10.5。
- (37) 孤児はしだいに生活基盤を築いており、彼らに対して日本での生活水準が帰国以前のものより高い。これはなぜ二世が中国へ帰るといふ退路が断たれたかの大きな原因だと考えられよう。
- (38) 原稿の分量制限で脚注の形で簡単に説明すると、1980年代以降「外国人」として位置づけられたニューカマーコリアンが日本の学校教育から排他的扱いを受けてきた。一方、1990年代以降外国人児童生徒に対する受け入れ体制がしだいに整っており、日系南米人や私費で呼び寄せられた孤児第二世代の子どもは通常の学校に通えるようになった。

引用文献・資料

- 蘭信三, 2000, 「中国帰国者研究の可能性と課題」蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』行路社, 389-421.
- , 2009, 「総論 課題としての中国残留日本人」蘭信三編『中国残留日本人という経験——「満洲」と日本を問い続けて』勉誠出版, (17) - (70).
- 第百二回国会衆議院, 1985, 『文教委員会議録第5号』.
- 江畑敬介, 1982, 「中国帰還者の精神医学的問題」『いま中国引揚・帰国者問題を考える——「隣人刺殺事件」を通して』中国帰国青年隣人殺人事件を考える会, 2-9.
- 東澤靖, 1993, 『長い旅の重荷』海風書房.
- 広崎純子, 2004, 『「中国帰国生徒」にとっての特別枠入試——学校体験をめぐる語りから』蘭信三編『中国帰国生徒特別枠入試の意義と課題——緊急シンポジウムの記録』平成12年度～15年度科学研究費補助金基盤研究 (B) (1) 『中国帰国者の社会的適応と共生に関する総合的研究』研究成果報告書 (課題番号: 13410048), 43-58.
- 飯田奈美子, 2014, 「中国帰国者の移住システムとその社会関係」『生存学』Vol.7, 119-34.
- 庵谷磐, 2009, 「中国残留日本人支援施策の展開と問題点——ボランティアの視点から」蘭信三編『中国残留日本

- 人という経験——「満洲」と日本を問い続けて」勉誠出版, 213-54.
- 岩田忠, 1991, 「異言語・異文化の子どもたちが照らし出すもの——引揚げの子どもたちの歩みと現状をととして」『教育評論』533, 44-7.
- , 1994, 「引き揚げの子どもたちが照らしたすもの——日本語学級での17年」『教育総研理論フォーラム 民族共生教育の道を歩もう』No.13, 21-47.
- 岩田忠・石井小夜子, 1998, 「中国帰国者の子どもたち」中川明編『マイノリティの子どもたち』明石書店, 145-194.
- 鄭暎恵, 1988, 「ある『中国帰国者』における家族——適応過程に生じた家族の葛藤」『解放社会学研究』2, 92-107.
- 駒井洋, 2016, 『移民社会学研究——実態分析と政策提言1987-2016』明石書店.
- 倉石一郎, 2009, 「『中国帰国生徒特別選抜入試』の挑戦」蘭信三編『中国残留日本人という経験——「満洲」と日本を問い続けて』勉誠出版, 457-76.
- 文部省教育助成局地方課, 1985, 「帰国子女在籍状況等に関する調査結果の概要」『教育委員会月報』No.423, 56-63.
- 日本語学級を考える会, 1985, 『引揚げの子どもたちの就学権の保障をめざして』.
- 「日本語学級十年の歩み」編集委員会, 1983, 『日本語学級十年の歩み』江戸川区立葛西中学校.
- 大久保真紀, 2009, 「中国帰国者と国家賠償請求集団訴訟」蘭信三編『中国残留日本人という経験——「満洲」と日本を問い続けて』勉誠出版, 285-315.
- 太田晴雄, 2000, 『ニューカマーの子どもと日本の学校』国際書院.
- 大谷昭宏, 1989, 『春美16歳の日本——中国残留孤児二世の青春』朝日ソノラマ.
- 小沢有作, 1983, 『日本語学級の子どもたち——引揚げの子が会う〈日本〉』社会評論社.
- 佐藤郡衛, 2009, 「中国帰国生徒の受け入れ体制の問題と課題——海外帰国生徒との比較を通して」蘭信三編『中国残留日本人という経験——「満洲」と日本を問い続けて』勉誠出版, 477-99.
- 嶋崎尚子, 1995, 「個人・家族・企業——ライフコース研究の多様性(1)」大久保孝治・嶋崎尚子編『ライフコース論』放送大学教育振興会, 154-64.
- , 2008, 『ライフコースの社会学』学文社.
- 清水陸美, 2006, 『ニューカマーの子どもたち——学校と家族の間の日常世界』勁草書房.
- 鈴木智之, 1988, 「中国帰国者の『子どもたち』——異文化環境への適応と自己の模索のなかで」『解放社会学研究』2, 108-25.
- 辻本久夫, 2012, 「外国人の子どもに関する日本の教育施策の動向」『国際学院大学人権研究』第16号, 21-6.
- 山本徹美, 1999, 「暴走族『怒羅権』の十年」『中央公論』8月号, 252-63.
- 安場淳, 2018, 「中国帰国児童生徒の就学状況と『外国につながる子供』支援者ネットワークの展開」『移民研究年報』第24号, 27-34.
- 読売新聞昭和時代プロジェクト, 2016, 「荒れる子供たち」『昭和時代一九八〇年代』中央公論新社, 205-15.
- 善元幸夫, 1983, 「引揚げの子どもたちと現在」小沢有作編『日本語学級の子どもたち——引揚げの子が会う〈日本〉』社会評論社, 7-26.
- 善元幸夫・押村敬子, 1986, 『国境を越える子どもたち——「引揚げ」の親と子の記録』社会評論社.
- 張龍龍, 2017a, 「帰国援護政策と中国残留孤児の永住帰国過程——帰国動機に注目して」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第62輯, 67-82.
- , 2017b, 「地域社会における中国残留孤児のエスニック・アイデンティティ変容——S町に在住する早期帰国者の事例」『社会学年誌』58号, 91-106.